

工事種別の総合点算出基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">令和<u>6</u>年度工事種別の総合点算出基準</p> <p>【総合点の付与について】</p> <p>木津川市が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める総合点は、以下の客観点と主観点を合計したものとする。</p> <p>総合点の付与については、市内に主たる営業拠点を有する業者（以下「市内業者」という。注1参照）であって、かつ、当該営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算して1年以上経過して営業の実態がある者を対象に、建設工事29業種のうち、土木一式、建築一式、舗装の3業種（以下「資格業種」という。）について総合点を付与するものとし、それ以外の業種（注2参照）については総合点の付与をせず、「資格有り」とする。</p> <p>なお、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算し、1年未満である場合は総合点の付与は行わないものとする。また、<u>1年以上経過している場合であっても、経過後において競争入札参加資</u></p>	<p style="text-align: center;">令和<u>5</u>年度工事種別の総合点算出基準</p> <p>【総合点の付与について】</p> <p>木津川市が発注する建設工事の競争入札参加者の資格を定める総合点は、以下の客観点と主観点を合計したものとする。</p> <p>総合点の付与については、市内に主たる営業拠点を有する業者（以下「市内業者」という。注1参照）であって、かつ、当該営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算して1年以上経過して営業の実態がある者を対象に、建設工事29業種のうち、土木一式、建築一式、舗装の3業種（以下「資格業種」という。）について総合点を付与するものとし、それ以外の業種（注2参照）については総合点の付与をせず、「資格有り」とする。</p> <p>なお、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算し、1年未満である<u>市内業者については総合点の付与は行わないものとする。</u></p>

格審査が初年度（臨時受付の場合を含む。）に該当する場合は総合点の付与は行わないものとする。

令和6年2月の受付以降に初めて競争入札参加資格審査申請書を提出し、認定された市内業者については、以下の特例を適用するものとする。

(ア) 競争入札参加資格審査において総合点の付与が初回又は2回目（ともに臨時受付の場合を含む。）に該当する場合、資格業種について総合点を付与するものとするが、土木一式及び舗装においては総合点を最大699点まで、建築一式においては総合点を最大749点までに制限するものとする。（総合点が各上限に達していない場合は、達する前の点を総合点として付与するものとする。）なお、本項は、初回（未継続期間がある場合は、継続を再開した直近の申請を初回とする）の競争入札参加資格審査申請書の提出から市内業者として有資格者であることが継続されている場合にのみ適用する。

(イ) 競争入札参加資格審査において総合点の付与が初

回又は2回目（ともに臨時受付の場合を含む。）となる時点において、有資格者であることが継続されていない期間がある場合は、当該審査を初年度（臨時受付の場合を含む。）として扱い、総合点の付与は行わないものとし、以降前項を適用するものとする。

(略)

(略)